

泊発電所 3号炉 技術的能力審査基準及び設置許可基準規則 への適合状況について

第四十四条
技能1.2／第四十五条
技能1.3／第四十六条
技能1.11／第五十四条
(審査会合における指摘事項回答)

令和5年5月10日
北海道電力株式会社

【指摘事項】

(第1111回審査会合 (令和5年2月02日)「技能1.2／第四十五条」) 230202-16

(第1118回審査会合 (令和5年2月28日)「技能1.11／第五十四条」) 230228-09

(第1124回審査会合 (令和5年3月16日)「技能1.3／第四十六条」) 230316-05

添付資料や補足説明資料が示されていないため、妥当性の判断ができない。最新の審査実績を踏まえた資料を作成し提示すること。

(第1141回審査会合 (令和5年4月27日)「第四十四条」) 230427-02

補足説明資料が示されていないため、妥当性の判断ができない。最新の審査実績を踏まえた資料を作成し提示すること。

【回答】

技術的能力審査基準及び設置許可基準規則への適合性を網羅的に説明するために必要な添付資料及び補足説明資料に関して、指摘を受けた条文含め、技能1.0/43条～技能1.15/58条について、2017年3月までに審査を受けたものから、最新の審査実績を踏まえて見直しを図りご提示した。

なお、当該添付資料及び補足説明資料については、炉型が同じである大飯3 / 4号炉の最新審査実績を踏まえるとともに、基準規則の適合状況を整理した資料や対応手段の電源構成図等、炉型の相違に依らずBWRと共通するような内容は、BWRの最新審査実績を踏まえて見直しを図ったものとしている。